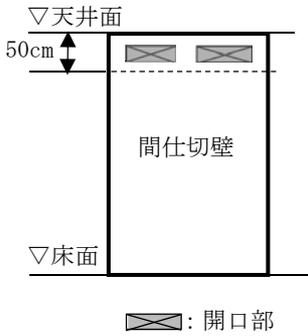


No	頁	質問	回答
1	75	<p>個々に間仕切りされた室を同一防煙区画とみなす取り扱いについて、本文では「天井面から 50cm 下方まで」とあり、そのすべてが開放されている必要があるようにも読めるが、下図のように、間仕切り上部天井面から下方 50cm の部分の中に排煙を負担する床面積の 50 分の 1 以上の開口部があるものは、本文①及び②に該当するものと考えてよいか。</p>  <p style="text-align: center;">▽天井面 50cm ▽床面</p> <p style="text-align: center;">間仕切壁</p> <p style="text-align: center;">◻: 開口部</p>	<p>貴見のとおりである。</p>
2	その他	<p>令第 121 条第 1 項第 6 号イにより、6 階以上の階でその階に居室を有するものには、原則として 2 以上の直通階段を設ける必要がある。斜面地等で地下 1 階のみが避難階となる建築物の 5 階には、この適用があるか。</p> <p>[参考] 緑本 P.182 No. 45 (H21)</p> <p>令第 122 条により、5 階以上に通ずる直通階段は避難階段とする必要がある。斜面地等で 3 階が避難階となる建築物の 5 階から 3 階までにしか通じない直通階段は、この適用があるか。</p>	<p>適用がある。2 以上の直通階段は「その階」から「避難階又は地上」に通ずる必要があることから、6 階以上とはその階から避難階又は地上までの階の数が 6 以上と考えられる。</p> <p>避難階段とする必要はない。法令上「階」について定義はないが、「5 階以上」とは地上階（避難階）から数えて 5 階以上に通ずる直通階段に適用するものと考えられる。</p>
3	127	<p>店舗等を兼用する 3 階建て住宅の取扱いであるが、店舗等の部分が住宅の付属の車庫であっても同様の取扱いが可能か。</p>	<p>可能である。</p>